

# 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想

特定事業計画（令和5年度～令和14年度）

令和5年度実績

## 目次

- (1) 公共交通特定事業 . . . . . 1
- (2) 道路特定事業 . . . . . 7
- (3) 交通安全特定事業 . . . . . 48
- (4) 建築物特定事業 . . . . . 49
- (5) 路外駐車場特定事業 . . . . . 89
- (6) 都市公園特定事業 . . . . . 92
- (7) その他の事業 . . . . . 95

※「教育啓発特定事業」は、(1)から(7)までの特定事業の中で  
項目が「教育啓発」と位置付けているもの

令和5(2023)年  
茅ヶ崎市





I. 公共交通特定事業

ア. 鉄道事業者

2. 東日本旅客鉄道株式会社

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	93
-----------	----

対象施設	JR北茅ヶ崎駅	事業主体	東日本旅客鉄道株式会社
------	---------	------	-------------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~									
1	全体	市と連携し、駅舎のバリアフリー化(段差解消、トイレ)の検討に着手する。	●			特定事業のとおり。																				
2	全体	市と連携し、駅舎のバリアフリー化(段差解消、トイレ)の検討に実施する。	→	●		特定事業のとおり。																				
3	エレベーター	駅舎の改良計画にあわせ、エレベーターを設置する。	→	●		特定事業のとおり。																				
4	教育啓発	駅社員及び乗務員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 お客さまへのサービス品質向上と駅社員の能力向上を目的とした勉強会を実施すると共に、サービス介助士資格取得の従事を実施。	○																		-	
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																		-	9/1～10/31に「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを実施。(ポスター掲出、構内放送、ディスプレイ放映、お声掛け)
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																		-	
7	役務の提供	駅社員による役務の提供を徹底し案内やサポートなどの対応を充実させる。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																		-	
8	その他	駅舎の改良計画にあわせ、北側からのバリアフリールートも確保する。	→	●		特定事業のとおり。																				
事業の実施に際し配慮すべき事項等						駅のバリアフリー化は、事業者単体で行うものではなく、市とともに協力しながら進めていく必要がある。市民との意見交換や市民意見の事業への反映等については市が調整するなど、連携して実施する。																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										





基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 （実施に向けた課題・現在の状況・変更点等）					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 （場所・規模・数量・方法等）	具体的な実施期間															
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15~			
14	役務の提供等	乗務員による円滑な乗降に必要なサポートを徹底する。（車いす使用者やベビーカー等）	随時対応・定期実施			利用者への適切な対応について、継続的に指導・教育を実施。（月次教育等で実施）	○														-	継続的に月次教育にて実施。
事業の実施に際し配慮すべき事項等						コミュニティバスについては、運行事業者と市において協定を締結して事業を実施しており、運行計画案等は市が作成し、運行は運行事業者が担っている。また、バス停留所の待合空間における環境整備に関しては、道路管理者や交通管理者の理解と協力が不可欠である。上記より、多くの関係者が存在するため、丁寧に調整及び協議をしていく必要がある。																
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																						

I. 公共交通特定事業

エ. タクシー

5. 一般社団法人神奈川県タクシー協会

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	96
---------------	----

対象施設	タクシー	事業主体	一般社団法人神奈川県タクシー協会
------	------	------	------------------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)			
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~			
1	車両	車いすのまま乗車できる福祉タクシー (ユニバーサルデザインタクシーを含む) を導入する。	随時対応・定期実施			年間3台程度	○												-	UDタクシー21両、福祉車両9両 (令和6年3月現在)
2	教育啓発	乗務員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			UDドライバー研修の受講。	○												-	
3	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			UDドライバー研修の受講。	○												-	
4	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示。	●			車両にメモ用紙等を用意し、筆談対応ができるようにする。														
5	役務の提供	乗務員による役務の提供を徹底する。(多様な利用者への適切な対応)	随時対応・定期実施			定期的な社内研修等により、安全安心にご利用いただけるよう乗降時や走行中の接客方法を習得する。	○												-	
6	その他	バリアフリーに関する利用者意見・要望について随時対応する。	随時対応・定期実施			様々な機会により得た利用される方からのご意見ご要望について対応する。													-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等 (現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																				

II. 道路特定事業

ア. 国道

1. 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	98
---------------	----

対象施設	(主要経路1) 国道1号	事業主体	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
------	--------------	------	---------------------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~								
1	歩道等	茅ヶ崎駅前交差点地下道～ヤマダデンキ間の歩道における舗装のがたつきや傾斜を補修する。	●			当該箇所1箇所。																					
2	歩道等	視覚障がい者誘導用ブロックを新基準のものに改修する。	→	●		当該箇所4箇所。																					
3	自転車 走行環境	市の自転車ネットワークと整合を図り、交通管理者と協議のうえ、交差点付近における矢羽根設置の可否を検討する。	→	→	●	当該区間400m。																					
4	案内	茅ヶ崎駅前交差点地下道のエレベーターを誘導案内するための歩行者案内標識を設置する。	→	●		当該箇所4箇所。																					
5	安全対策	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導、危険電柱の撤去、側溝のフタの改良等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																				-
6	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																				-
7	維持管理 教育啓発	違法駐車や自転車等の放置における取り締まりを強化する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域、交通管理者や市との連携)	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																				-
8	維持管理 教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りを強化する。(交通管理者と連携)	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																				-
9	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																					-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																											



II. 道路特定事業

イ. 県道等

2. 神奈川県藤沢土木事務所

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	100
---------------	-----

対象施設	(主要経路2) 国道134号	事業主体	神奈川県藤沢土木事務所
------	----------------	------	-------------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~										
1	歩道等	舗装の破損箇所を補修する。	●			南湖地内山側歩道・延長約L=500m・歩道舗装補修工																					
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																					-
3	安全対策	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																				-
4	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																					-
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																				-
6	教育啓発	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																					-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等 (現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											



II. 道路特定事業

イ. 県道等

4. 神奈川県藤沢土木事務所

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)



【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	101
---------------	-----

対象施設	(主要経路4) 県道309号(茅ヶ崎中央通り)	事業主体	神奈川県藤沢土木事務所
------	-------------------------	------	-------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)				
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間															
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~					
1	歩行空間	JIS規格に適合した視覚障がい者誘導用ブロックに計画的に改修する。	●			新栄町地内他・延長約L=150m・特殊ブロック補修工	●													R5		
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。															-	
3	安全対策	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○														-	
4	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。															-	
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○														-	
6	教育啓発	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。															-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																						
<b>その他</b> 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)						R5整備前  R5整備後 																



II. 道路特定事業

イ. 県道等

6. 神奈川県藤沢土木事務所

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	102
---------------	-----

対象施設	(補完経路1) 県道310号(雄三通り)	事業主体	神奈川県藤沢土木事務所
------	----------------------	------	-------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~								
1	歩行空間	交通管理者・茅ヶ崎市と連携し、沿道土地利用の実状に合わせた可能な交通安全対策を検討する。	随時対応	定期実施		東海岸南地内他・延長約L=500m・歩道補修工	○																		-		
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。																				-	
3	安全対策	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応	定期実施		茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																			-	
4	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン、横断歩道接続部等の勾配改善等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。																				-	
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応	定期実施		市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																			-	
6	教育啓発	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。																				-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
<b>その他</b> 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)						R5整備前 	R5整備後 																				



基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 （実施に向けた課題・現在の状況・変更点等）										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 （場所・規模・数量・方法等）	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15~								
14	教育啓発	歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等）	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該区間において実施	○																		-		
15	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																			-	
16	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 道路占用等への協力	○																			-	
17	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施			当該箇所(エレベーター,トイレ) ・各エレベーター内にマナー啓発に関する情報を掲示 ・トイレ内外にマナー啓発に関する情報を掲示	○																			-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																											







II. 道路特定事業

ウ. 市道等

9. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	106
-----------	-----

対象施設	(主要経路6) 市道0107号線(桜道)	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																					
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~									
1	自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●		当該区間300m。																						
2	歩道等	周辺道路への整備状況を踏まえ、連続性を確保するように視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。	→	→	●	当該区間1路線。																						
3	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施	○																					
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																					
5	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施	○																					
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																					
事業の実施に際し配慮すべき事項等																												
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																												















II. 道路特定事業

ウ. 市道等

16. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	110
-----------	-----

対象施設	(主要経路13) 市道1215号線(桜道)	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~								
1	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。 (自転車等放置禁止区域)	随時対応	定期実施		茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																		-		
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において実施	○																			-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施	○																			-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応	定期実施		市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																			-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応	定期実施		道路占用等への協力																				-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

17. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	111
---------------	-----

対象施設	(主要経路14) 市道1660号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~										
1	歩行空間	舗装修繕時に排水部分の段差への対応を検討する。	→	●		特定事業のとおり。 当該区間の舗装修繕時には雨水柵と舗装に段差が生じないように検討																					
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																				-
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施	○																				-
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																				-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																											







II. 道路特定事業

ウ. 市道等

21. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	112
---------------	-----

対象施設	(主要経路18) 市道2059号線(サザンビーチ地下道)	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~									
1	歩行空間	手すりの設置と点字の表示方法について検討する。	→	●		特定事業のとおり。 関係機関と施工方法等について協議を開始する																				
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			当該箇所において実施	○																			-
3	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																			-
4	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施	○																			-
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																				-
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			道路占用等への協力																				-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

22. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	113
---------------	-----

対象施設	(主要経路19) 市道2199号線(高砂通り)	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~									
1	歩行空間	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 当該箇所において実施	○																-		
2	歩行空間	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 東京電力株式会社等に対して依頼	○																-	電柱付近の土地利用時等に電柱の民地への移設を検討するよう依頼	
3	歩行空間	交通管理者と連携して、路肩の拡幅や平坦化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を実施する。	→	→		●	特定事業のとおり。 当該箇所において工事または委託等により必要に応じて実施																			
4	歩行空間	横断箇所など歩行空間に支障となる雨水マスは、設置箇所の見直しや改良を検討する。	→			●	特定事業のとおり。 当該箇所において工事または委託等により必要に応じて実施																			
5	歩行空間	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施	○																-		
6	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→			●	特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																			
7	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。				随時対応・定期実施	茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																-		
8	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。				随時対応・定期実施	市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																-		
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

23. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	113
---------------	-----

対象施設	(主要経路20) 市道2231号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~								
1	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において実施	○																		-		
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応	定期実施		茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																			-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施	○																			-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応	定期実施		市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																			-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応	定期実施		道路占用等への協力																				-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																											



II. 道路特定事業

ウ. 市道等

24. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	114
---------------	-----

対象施設	(主要経路21) 市道2242号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~						
1	歩行空間	カラー舗装部分を補修する。	→	●		当該区間1路線。																			
2	歩行空間	電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●	当該区間115m。																			
3	安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施	○																		-
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																		-
5	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施	○																		-
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																		-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																									
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

25. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	114
---------------	-----

対象施設	(主要経路22) 市道2244号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~								
1	施設出入口	生活関連施設の出入口に接する道路に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、施設のブロックと連続するような整備を検討する。	→	●		当該区間1路線。																					
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施	○																				-
3	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																				-
4	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施	○																				-
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																				
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			道路占用等への協力																					-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											



II. 道路特定事業

ウ. 市道等

27. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	115
---------------	-----

対象施設	(主要経路24) 市道4002号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																					
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~									
1	歩行空間	植栽帯撤去による歩道幅を検討する。	→	→	●	特定事業のとおり。 中央公園再整備詳細設計業務において検討																						
2	歩行空間	歩道幅にあわせて、休憩スペース(ベンチ)の設置を検討する。	→	→	●	特定事業のとおり。 中央公園再整備詳細設計業務において検討																						
3	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施	○																				-	
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																				-	
5	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施	○																				-	
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																				-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																												
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																												







II. 道路特定事業

ウ. 市道等

31. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	117
---------------	-----

対象施設	(主要経路28) 市道5563号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)											
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																						
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~										
1	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施	○																				-		
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																					-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施	○																					-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																					-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						市民文化会館の耐震補強及び改修工事にて、本路線からの動線を予定していることから円滑な接続を行うため、庁内協議を予定している。																							
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																													







II. 道路特定事業

ウ. 市道等

34. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	119
---------------	-----

対象施設	(補完経路4) 市道2241号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~						
1	歩行空間	一部区間において、電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●	対象区間250m。																			
2	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●	特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																			
3	安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施	○																		-
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。	○																		-
5	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施	○																		-
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○																		-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																									
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

35. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	120
---------------	-----

対象施設	(補完経路5) 市道2247号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~					
1	歩行空間	一部区間において、電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●	対象区間80m。																		
2	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●	特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																		
3	安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。（歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等）	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施	○																	-
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																		-
5	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施	○																	-
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																		-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																								
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																								











Ⅲ. 交通安全特定事業

ア. 信号機等  
神奈川県茅ヶ崎警察署

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	122
-----------	-----

対象施設	信号機等	事業主体	神奈川県茅ヶ崎警察署
------	------	------	------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~						
1	信号機等	更新にあわせ、信号灯器をLEDに改良する。	随時対応・定期実施			対象箇所6箇所。 (飯島、本村4丁目、本村5丁目、茅ヶ崎市立病院前、中海岸2丁目、中央公園前)																-	飯島、本村4丁目、本村5丁目、茅ヶ崎市立病院前、中海岸2丁目、中央公園前
2	信号機等	更新にあわせ、バリアフリー化された信号機の設置を推進する。 (音響式信号機、経過時間表示式信号機等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (需要にあわせて、地域住民と調整し、検討する)																-	需要にあわせて地域住民と調整し、検討する
3	信号機等	劣化した標識・標示の更新を行う。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (劣化の進行にあわせ随時更新していく)																-	劣化の進行に合わせて随時更新していく
4	信号機等	需要等を勘案し、音響式信号機への音響・音声案内を受けられる小型送受信機の導入や時間制限の見直しを検討する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (需用等を勘案し、地域住民との調整を図り検討していく)																-	需要にあわせて地域住民と調整し、検討する
5	信号機等	適切な青時間の確保や青延長用押しボタンの設置等により、歩行者が安全に通行できる時間を確保する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (交通量、隣接する交差点と調整し、各交差点ごとに検討する)																-	交通量、隣接する交差点と調整し交差点毎に検討する
6	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯の整備により、自転車と歩行者を分離する。(道路管理者と連携)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																-	
7	茅ヶ崎駅南口駅前広場	道路管理者と連携し、バス利用者の安全な動線を確保する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																-	
8	交差点	需要等を勘案し、主要な交差点に順次エスコートゾーンの設置を検討する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (需要等を勘案し設置を検討する)		○														-	一里塚交差点にあっては令和5年度設置完了
9	飯島交差点	市、地域住民等と連携し、自転車利用者のマナーアップを図る。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (茅ヶ崎市役所(道路管理者)と連携しキャンペーンや安全教育を行っていく)		○														-	茅ヶ崎市役所(道路管理者)と連携しキャンペーンや安全教育を行っていく 一里塚(5月、1月の2回実施)
10	一里塚交差点	一里塚交差点における東西方向の音響式信号機の設置を検討する。	→	→	●	対象箇所1箇所。 (需要等を勘案し検討する)		●														-	一里塚交差点にあっては令和5年度設置完了
11	市道4012号線(イオン茅ヶ崎店周辺)	市、地域住民等と連携し、自転車利用者のマナーアップを図る。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (茅ヶ崎市役所(道路管理者)と連携しキャンペーンや安全教育を行っていく)		○														-	茅ヶ崎市役所(道路管理者)と連携しキャンペーンや安全教育を行っていく イオン(5月、6月、7月の5回実施)
12	教育啓発	自転車の通行ルールや利用者へのマナー啓発の周知を行う。(道路管理者と連携)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (茅ヶ崎市役所(道路管理者)と連携しキャンペーンや安全教育を行っていく)		○														-	茅ヶ崎市役所(道路管理者)と連携しキャンペーンや安全教育を行っていく 一里塚、イオン、茅ヶ崎駅前(9回実施)
事業の実施に際し配慮すべき事項等						道路管理者との連携を密に、要望に可能な限り応じていく。																	
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																							

IV. 建築物特定事業

ア. 市役所等

1. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
実施期間を変更する場合
<b>実績入力時</b>
● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	123	対象施設	茅ヶ崎市役所	事業主体	茅ヶ崎市
-----------	-----	------	--------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項					特定事業計画												完了年度	特記事項 （実施に向けた課題・現在の状況・変更点等）																				
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 （場所・規模・数量・方法等）	具体的な実施期間																															
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～																					
1	上下移動	分庁舎のエレベーターの開閉時間の延長について検証する。	●			4基の開閉時間の延長について検証する。	●																												庁舎管理委託業者とエレベーターの開閉時間の確認と調整を行う。			
2	総合案内	ローカウンター上を整理整頓し、車いす使用者等がいつでも利用できるように維持管理する。	随時対応・定期実施			総合案内を閉める際、毎日カウンター点検を行い維持管理に努める。	○																												-			
3	教育啓発	庁舎管理委託業者に、多様な利用者への適切な対応方法について、教育啓発を実施する。	随時対応・定期実施			毎週月曜日に委託業者と打ち合わせを行い、懸案事項などの情報共有を行う。	○																													-		
4	教育啓発	誰もが使いやすいものとするためのマナー啓発を検討していく。（エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施			エレベーター、車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設に、既存サイン以外にもポスター等をわかりやすい場所へ掲示する。	○																													-		
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。	随時対応・定期実施			心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。市民部会との調整が必要であれば適宜対応する。																															-	
6	人的対応・接遇	「筆談マーク」等を利用し、筆談具や指差しができる案内図の設置に関する案内をわかりやすく掲示する。	随時対応・定期実施			総合案内カウンターの真ん中に、目に入りやすくかつ指差しできる位置にラックを置き、筆談マークを設置。筆談具や指差し案内図は毎朝準備等をダブルチェックする。	○																														-	
7	人的対応・接遇	案内係や警備員による個別案内等の対応の充実。	随時対応・定期実施			毎週月曜日に警備員を含めて、懸案事項について、協議・情報共有を図る。	○																														-	
8	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。（バリアフリー設備等）	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																														-	
9	その他	十分な照度を確保する。（利用者がある場合は夜間も点灯する）	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																														-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等					【資産経営課】 市民との意見交換を希望 ①事業内容：トイレの大規模な改修時などに市民部会との意見交換を検討する。 ②実施予定時期：事業の開始前 ③希望する属性：高齢者・障がい者全般																																	
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																																						

IV. 建築物特定事業

ア. 市役所等  
2. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	123
---------------	-----

対象施設	茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー）	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間															
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15~			
1	教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施			多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携を行う。	○														-	
2	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようなポスターをエレベーターの周辺に掲示する。	○														-	
3	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			待合室へのポスターの掲示や市民部会との連携を行う。	○														-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																						
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																						

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等

3. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】	実施時期が短～長期の事業
※【ソフトの取組】	実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
実施期間を変更する場合
実績入力時
● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	124
---------------	-----

対象施設	茅ヶ崎市民文化会館	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~						
1	階段	視覚障がい者に対し段差の存在を警告するため、1階から2階へのロビー階段の上下端部に点状ブロックを設置する。	●			特定事業のとおり。																			
2	トイレ	多機能トイレ及び授乳室について、子どもの開錠を防止するため、補助鍵を高い位置に増設する。	●			特定事業のとおり。																			
3	案内	1階受付のサインを増設する。	●			特定事業のとおり。																			
4	案内	案内やサインを新たに作成する際、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい案内サインに改善する。			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
5	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい案内を表示する。			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
6	教育啓発	研修等をととして、多様な利用者への対応力のさらなる向上を図る。			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
7	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす使用者用トイレについて、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
8	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)			随時対応・定期実施	市民部会作成のポスター掲示等。	○																	-	

事業の実施に際し配慮すべき事項等																						
<p>その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)</p>																						

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等  
4. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	125
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市立図書館	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~									
1	建物内通路	モノや設備などで視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	●			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																-		
2	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (ピクトグラム(標準案内用図記号)、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
3	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラム、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
4	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	●			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターやバリアフリートイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスター等の案内をわかりやすい場所に掲示等)	●			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	●			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
7	人的対応・待遇	障がい者等が単独での利用が難しい場所(高い本棚等)での、人によるサポートなどの対応を徹底する。	●			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
8	人的対応・待遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●				1階及び2階窓口に設置及び掲示する。	●																R5	設置や掲示については、会計年度任用職員を含む職員への周知を徹底する。	
9	その他	車いす使用者等が閲覧できるよう、スペースについて配慮した運用を行う。	●			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等							男性トイレのベビーチェア設置についてはスペースが狭小のため、現況での設置は難しく、施設の大規模改修等での設置が考えられるが、現時点では予定なし。																			
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等  
5. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）



【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	126
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市美術館	事業主体	茅ヶ崎市
------	---------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~						
1	案内	案内やサインを新たに作成する際、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすいものとなるよう表現を工夫する。			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																-		
2	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい案内を表示する。			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
3	教育啓発	研修等とおして、多様な利用者への対応力のさらなる向上を図る。			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
4	教育啓発	ポスター掲示等により優先利用に関するマナー啓発を行う。			随時対応・定期実施	エレベーターを障がい者等が優先的に利用できるような案内を掲示する等。	○																	-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発（市民部会作成のポスター掲示等）を行う。			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
6	人的対応・接遇	障がい者等への特別な配慮やサービスについて、その内容を駐車場等に掲示するとともに、ホームページに記載する。			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
7	その他	車いす利用者等の目線からも見やすい展示方法に配慮する。			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
8	その他	障がいの有無にかかわらず施設の魅力に触れられるような工夫をする。			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-	
<b>事業の実施に際し配慮すべき事項等</b>						市民との意見交換を希望（①階段の改修、②「（仮称）茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」策定前又は事業実施前、③高齢者/肢体不自由/視覚障がい/妊産婦/子育て世代																			
<b>その他</b> 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）						 <p>目の不自由な方向けに、会場に掲示しているテキストをスマートフォンで参照できる二次元コード（読み上げ機能対応）を作成し配布</p>  <p>子どもに見づらい高さの展示がある箇所に踏み台を設置</p>																			

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等  
6. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	127
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市総合体育館	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~					
1	エレベーター	エレベーターの更新に伴い、障がい者等が利用しやすい構造に配慮した設備に改修する。 (十分な広さ、わかりやすいボタン、足元まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど)	●			既存のエレベーター1基を施設の改修を機にバリアフリーに適した対応にする。 (車いす転回可、低位置ボタン、足元までの鏡、音声案内、手すり)	●															R5	R6.3月末に改修済。	
2	トイレ	バリアフリートイレを設置する。 (高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備)	●			トイレ室の段差を解消し、バリアフリー化を進める。和式便器から洋式便器、小便器の自動水栓化、全個室への手すり設置、一部車椅子対応、多目的用トイレ(2カ所)をオストメイトトイレ対応へ改修。	●																R5	R6.3月末に改修済。
3	トイレ	トイレ内部を認識しやすいように配慮する。 (洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保等)	●			トイレの個室には手すりを常備し、ペーパーは手すりの設置側とする等、統一感を持たせる。	●																R5	R6.3月末に改修済。
4	トイレ	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が利用できるスペースを設ける。	→	●		洗面所のカウンター下にスペースを確保し、車椅子でも使用しやすく改修を行う。	●																	R6.3月末に一部改修済。
5	案内	案内表示の色、位置、大きさ等を見やすく、わかりやすいものに改善する。	随時対応・定期実施			各所の改修を実施する際に、案内表示の見直しも実施する。																	-	
6	案内	だれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(全体案内図、点字、音声案内付き案内板等)	→	●		全体案内図(点字付き)の更新を検討し、音声案内付き案内板を設置する。																		
7	案内	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握できるように、出入口付近に触知図や音声案内を設置する。	●			トイレの案内板をトイレ内部の配置を図示し、便器の場所等も記載する。個室には手すりを常備する。	●																R5	R6.3月末に改修済。
8	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●		非常用照明等の劣化に合わせ、更新時に避難経路や表示灯も交換する。																		劣化の程度が一律ではないため、どこまでを更新するのか線引きが必要。
9	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			従業員への多様性社会における性別や障がい者等への配慮について、講習を実施する。(新採用時及び年1回程度)	○																-	指定管理者と協議し、講習実施について依頼。
10	教育啓発	利用者などの駐輪が出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施			点字ブロックや動線の確保に努め、視覚障がい者に配慮する。	○																-	破損等がないか維持管理を進める。
11	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			従業員への多様性社会における性別や障がい者等への配慮について、講習を実施する。(新採用時及び年1回程度)	○																-	指定管理者と協議し、講習実施について依頼。

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 （実施に向けた課題・現在の状況・変更点等）									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 （場所・規模・数量・方法等）	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15~							
12	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 （エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施			啓発用ポスター等を使用する箇所の近辺に貼付けし、マナー啓発を促す。																			-	啓発用ポスターの用意
13	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			事務所及び警備室にはコミュニケーション支援ボードを適宜使用できるように用意する。																				
<b>事業の実施に際し配慮すべき事項等</b>						<p>高齢者・障がい者全般に対する配慮が必要。 洗面室の改修時には市民との意見交換を希望 ①事業内容：洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が利用できるスペースを設ける。 ②実施予定時期：R7, 8, 9 ③希望する属性：高齢者・障がい者全般、肢体不自由</p>																				
<b>その他</b> 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）						上記意見を考慮して、工事で追加できないか調整を加え、一部施工が可能となったため前倒して施工した。																				







IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等  
9. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	130
-----------	-----

対象施設	高砂コミュニティセンター	事業主体	茅ヶ崎市
------	--------------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~							
1	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●	特定事業のとおり。																				
2	案内	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	→	●	特定事業のとおり。																				
3	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●	特定事業のとおり。																				
4	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			定例モニタリング等で理解促進(年に1回)	○																			-
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			バリアフリートイレや車いす専用駐車場等に優先利用に関するポスターを掲示	○																			-
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																			-
7	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			特定事業のとおり。	●																			
8	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮 (点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃等)し、必要に応じて修繕等を実施する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																			-
事業の実施に際し配慮すべき事項等						事業については、指定管理者との協議の上実施する。施設の大規模改修時には、事業実施段階に市民との意見交換の機会を設ける。																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等  
10. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	131
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------------------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)			
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~			
1	案内	必要に応じて案内表示を行うとともに、案内表示への点字の設置について個別に対応を行う。	随時対応	定期実施		本施設南北入口に設置している館内案内図に点字について継続して掲示する。	○												-	継続して掲示に取り組む。
2	教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応	定期実施		本施設の係員に対し、バリアフリー基本構想の説明を行い、理解の促進に努める。													-	令和6年度よりセンターのスタッフに順次説明を行い理解の促進に努める。
3	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (車いす利用者用トイレ等、高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応	定期実施		本施設北側に設置されている多目的トイレの利用について、マナー啓発のポスターを掲示する。	○												-	継続して掲示に取り組む。
4	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応	定期実施		バリアフリー基本構想を踏まえ、心のバリアフリーの普及・啓発をする。													-	本センターでの普及・啓発の方法について検討中。
5	人的対応・接遇	必要に応じて筆談具やコミュニケーション支援ボード等を用いて案内する。	随時対応	定期実施		本施設南側の窓口に筆談具を常備する。													-	設置のため、筆談具等の準備中。
6	人的対応・接遇	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応	定期実施		本施設南側の窓口に筆談具を常備する。													-	設置のため、筆談具等の準備中。
事業の実施に際し配慮すべき事項等																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																				

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等  
1. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
実施期間を変更する場合
実績入力時
● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	132
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市勤労市民会館	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~									
1	出入口・敷地内通路	自動ドアの維持管理を適切に行い、車いす使用者に配慮した施設内通路幅を確保する。(80cm以上)	●			随時対応・定期実施	出入口・風除室の自動ドア計2箇所を対象とする。	○																-	年2回6月/12月に総合定期点検を行い、日常で不具合が認められた場合には、随時修理を依頼。	
2	敷地内通路	主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	●			随時対応・定期実施	各フロアの共用部分を対象とする。	○																	-	共有部分については、スタッフが1日2回定期巡回を行い、共有部分に物を置かないよう施設利用者に指導している。職員も不定期で巡回を行っている。
3	駐車場	車いす利用者用駐車施設の幅を確保する。(350cm以上)	●			随時対応・定期実施	1箇所設置済。	○																	-	鎖で所定のスペースを確保し、事前予約で「駐車票」を渡して利用していただいている。
4	駐車場	駐輪場の整理・整頓を行う。	●			随時対応・定期実施	通路の妨げにならないよう定期的に職員が見回る。	○																	-	1日に2～3回程度巡回を行い、駐輪状態の確認と整理を行っている。特に大人数の利用がある場合は、利用者に対して幅寄せ駐輪のお声がけを行っている。
5	その他の設備	貸出用の車いすについて、施設出入口及び受付に案内を掲示し、当該施設のホームページにも情報を掲載する。	●			随時対応・定期実施	受付(1箇所)に案内を掲示する。	○																	-	1階の受付に車イス1台の用意がある事を表示し、予約の際に利用の確認を行っている。パンフレット、HP、インスタグラムは追加訂正中。
6	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応等)	●			随時対応・定期実施	年に1回会館職員の研修の中で多様な利用者への適切な対応等について扱う。	○																	-	隔月に職員・スタッフミーティングを行い、多種多様な利用団体の対応・確認を行い、併せて他の施設の事象報告を受けて注意喚起を促している。
7	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	●			随時対応・定期実施	エレベーター前と多目的トイレ付近に掲示予定	○																	-	1階エレベーターホールのみ表示されているので、各階エレベーターホールに表示すべく訂正変更中、令和5年度内に完了予定。
8	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	●			随時対応・定期実施	年に1回会館職員の研修の中で心のバリアフリーについて扱う。	○																	-	ミーティングで研修を行っている。協力が必要と思われる方が来館された場合は状況に応じて、職員・スタッフが案内と付添いを行っている。
9	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●				指定管理者と協議し、1階の受付窓口に設置及び掲示する。	●																	-	筆談具は既に設置しているので追加でコミュニケーション支援ボードを準備中。令和6年度早々に使用可能な状態にする。
10	人的対応・接遇	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	●			随時対応・定期実施	対象の方が受付窓口に来館された際に口が見えるマスクを着用予定。(1階窓口付近に設置)	○																	-	マスクは、令和5年度中に購入予定。

11	維持管理	施設利用者が使いやすいよう、定期的な清掃と施設内の維持管理を行う。	随時対応・定期実施			館内全体を対象とする	○												-	毎日、清掃スタッフによる定期的なトイレ・共有部分の清掃と利用後の部屋の清掃消毒を行っている。
12	維持管理	エレベーター内と各階案内掲示部分の点字を更新する。	●			エレベーター内表示、各階フロア案内（1～6階）の7箇所を確認・更新する。													館内の点字箇所数が約50箇所あるため、指定管理者と変更対象箇所を協議・検討しながら適宜更新していく。	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						勤労市民会館は茅ヶ崎市が設置し、民間事業者が指定管理者として管理運営を行っているため、実施に際しては協議が必要となる。														
<b>その他</b> 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																				

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等  
12. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）


【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	133
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市青少年会館	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~										
1	敷地内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応	定期実施		場所：1～2階通路 方法：日常点検により実施	○																		-		
2	案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。(弱視・色弱者に配慮した色使い等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。	○																			-	
3	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応等)	随時対応	定期実施		年に1回、多様な利用者への適切な対応についての講習会を実施する。	○																			-	会計年度任用職員(社会教育嘱託員・夜間管理業務員)含め実施する。
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応	定期実施		場所：1～2階トイレ、エレベーター等 方法：日常点検により実施	○																			-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(ポスター掲示等)	随時対応	定期実施		年に1回、心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。	○																			-	会計年度任用職員(社会教育嘱託員・夜間管理業務員)含め実施する。
6	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。	随時対応	定期実施		場所：館内すべて 方法：日常点検及び年2回実施の建物維持点検	●																			-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						大規模改修等を実施する際には、事業計画段階に市民との意見交換の機会を設ける。																					
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)						【見やすく、わかりやすい案内表示を設置する】 																					





基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 （実施に向けた課題・現在の状況・変更点等）										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 （場所・規模・数量・方法等）	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15~								
13	人的対応 ・接遇	障がい者など単独での施設利用が難しい方には、施設出入口のインターホンから誘導をサポートする。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-		
14	人的対応 ・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	→	●		受付窓口に筆談具やコミュニケーション支援ボードを設置し、3箇所の施設入口に設置に関する案内を提示する。																				指定管理者と協議をし、設置及び掲示する予定。	
15	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。	随時対応・定期実施			日常点検の中で随時確認を行う。	○																		-		
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
<b>その他</b> 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）				体験学習センターは茅ヶ崎市が設置し、令和6年4月より民間事業者が指定管理者として管理運営を行うため、実施に際しては協議が必要となる。																							

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等  
14. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
実施期間を変更する場合
実績入力時
● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	135
-----------	-----

対象施設	ちがさき市民活動サポートセンター	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~						
1	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●	特定事業のとおり。																	
2	案内	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	→	●	特定事業のとおり。																	
3	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●	特定事業のとおり。																	
4	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			定例モニタリング等で理解促進(年に1回)	○																-
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			バリアフリートイレや車いす専用駐車場等に優先利用に関するポスターを掲示	○																-
6	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																-
7	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など)し、必要に応じて修繕等を実施する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																-
事業の実施に際し配慮すべき事項等						事業については、指定管理者との協議の上実施する。																	
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																							

IV. 建築物特定事業

ウ. 福祉施設等  
15. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	136
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎駅南口子育て支援センター	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15~								
1	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)				随時対応・定期実施	施設内各所の表示について、躯体に影響を与えない範囲で分かりやすいサインを配置する。																	-			
2	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)				随時対応・定期実施	利用者はもとより、避難を誘導するスタッフにも分かりやすい表示をできる範囲で行う。																		-		
3	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)				随時対応・定期実施	事業委託仕様書内にバリアフリーに関する研修等の実施を位置づけ、従事するスタッフへの教育を実施する。																		-		
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																		-		
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)				随時対応・定期実施	事業委託仕様書内に心のバリアフリーに関する研修等の実施を位置づけ、従事するスタッフへの教育を実施する。																		-		
6	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●				受付(1箇所)に設置する。	●																	R5		
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
<b>その他</b> 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											

IV. 建築物特定事業

ウ. 福祉施設等  
16. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	137
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市社会福祉協議会	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期 短期 中期 長期	事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
					R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~			
1	通路 (廊下)	相談カウンター周辺において、車いす使用者が方向転換等できるスペースを確保する。	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 窓口カウンター付近について、方向転換できるスペースを確保済みです。	○												-	入口に手指消毒液を配置しつつも引き続きスペース確保に努めている。
2	案内	ビル管理者と協働し、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム (標準案内用図記号) 表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 「多様な案内サイン」については、賃借人である茅ヶ崎市と連携して、賃借人であるさがみ農協 (ビル管理者) と調整を図ります。													-	複数機関・法人が同居するさがみ農協茅ヶ崎ビルにおいては、玄関・通路・階段・エレベーター・トイレ等の共用スペースについては、賃借人 (さがみ農協) と賃借人 (市) 間での協議によることから、賃借人と連携して改善を図ります。 令和7年度の賃貸借契約更新に向けて、令和6年度中に協議予定。
3	防災	ビル管理者と協働し、避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 「避難経路等に関する案内」については、賃借人である茅ヶ崎市と連携して、賃借人であるさがみ農協 (ビル管理者) と調整を図ります。													-	複数機関・法人が同居するさがみ農協茅ヶ崎ビルにおいては、玄関・通路・階段・エレベーター・トイレ等の共用スペースについては、賃借人 (さがみ農協) と賃借人 (市) 間での協議によることから、賃借人と連携して改善を図ります。 令和7年度の賃貸借契約更新に向けて、令和6年度中に協議予定。
4	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 毎月開催の職員会議の場等を活用して、障害の有無、高齢者か否か等に関わらず適切な対応を行うよう確認するとともに、市民部会と適切に連携します。	○												-	神奈中バス茅ヶ崎営業所と連携して、障害者のバス乗車等に係るヘルパーの実地研修を行うほか、職員会議の場を活用している。
5	教育啓発	ビル管理者と協働し、優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 「優先利用に関するマナー啓発」については、賃借人である茅ヶ崎市と連携して、賃借人であるさがみ農協 (ビル管理者) と調整を図ります。													-	複数機関・法人が同居するさがみ農協茅ヶ崎ビルにおいては、玄関・通路・階段・エレベーター・トイレ等の共用スペースについては、賃借人 (さがみ農協) と賃借人 (市) 間での協議によることから、賃借人と連携して改善を図ります。 令和7年度の賃貸借契約更新に向けて、令和6年度中に協議予定。
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 市社協の事業の一つである「福祉教育・出前講座」を通じて、心のバリアフリーの普及・啓発を行うとともに、市民部会とも適切に連携します。	○												-	学校や企業等からの「福祉教育・出前講座」の実施依頼に対して、一部講師役を担う福祉活動団体及び当事者団体と連携し可能な限り対応している。
7	教育啓発	障がい理解促進のための福祉教育 (出前講座) を推進する。	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 市社協の事業の一つである「福祉教育・出前講座」を通じて、学校・地域・企業等に向け、心のバリアフリーの普及・啓発を行います。	○												-	学校や企業等からの「福祉教育・出前講座」の実施依頼に対して、一部講師役を担う福祉活動団体及び当事者団体と連携し可能な限り対応している。
8	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置に関する案内を提示する。	●	窓口カウンターの2箇所に案内を設置します。	●												R5	聴覚障害者等とのコミュニケーションの円滑化を図るため、コミュニケーションボードと筆談具を配置し、案内掲示も行った。

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画											完了年度	特記事項 （実施に向けた課題・現在の状況・変更点等）								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 （場所・規模・数量・方法等）	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~							
9	人的対応・接遇	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。（聴覚障がい者への情報保障等）				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。日ごろから職員が体調管理に配慮するとともに、適時事務所内消毒等を行います。感染者が出た場合の自宅待機・適切な消毒等を行い、高齢者・障害者の施設利用が不便にならぬよう配慮します。	○															-	入口に手指消毒液を配置している。
10	その他	パンフレットなど利用者向けの資料のうち必要性の高いものは、車いす使用者の利用に配慮した高さに配置する。				随時対応・定期実施	車いす利用者の取りやすい高さに設置します。	○															-	定期的な更新を行っている。
事業の実施に際し配慮すべき事項等				市社協は、市との間で使用区分を限定した使用貸借契約を締結しており、直接の賃貸借契約の当事者ではないことから、他の複数団体も同居するさがみ農協茅ヶ崎ビル内の共有スペース（入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ等）の仕様については、賃貸人（市）を通じて賃貸借契約の当事者（賃貸人）である「さがみ農協」と協議・調整・確認をする必要がある。																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）				参考写真等については、別紙「事業の取組紹介シート（令和5年度）」参照。																				

IV. 建築物特定事業

ウ. 福祉施設等  
17. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度~令和6(2024)年度に実施する事業】  
 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度~令和9(2027)年度に実施する事業】  
 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度~令和14(2032)年度に実施する事業】  
 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業  
 ※【ハードの取組】実施時期が短~長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間  
 実施期間を変更する場合  
**実績入力時**  
 ● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける  
 ○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける  
 RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	138
対象施設	茅ヶ崎駅北口子育て支援センター
事業主体	茅ヶ崎市

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~									
1	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●	●		施設内各所の表示について、軀体に影響を与えない範囲で分かりやすいサインを配置する。																		-		
2	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●	●		利用者はもとより、避難を誘導するスタッフにも分かりやすい表示をできる範囲で行う。																		-		
3	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	●	●		事業委託仕様書内にバリアフリーに関する研修等の実施を位置づけ、従事するスタッフへの教育を実施する。																		-		
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	●	●		特定事業のとおり。																		-		
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	●	●		事業委託仕様書内に心のバリアフリーに関する研修等の実施を位置づけ、従事するスタッフへの教育を実施する。																		-		
6	人的対応 ・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			受付(1箇所)に設置する。	●																	R5		
<p>事業の実施に際し配慮すべき事項等</p> <p>その他                      上記以外の実施事業や予定事業、コメント、                      参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)</p>																										

IV. 建築物特定事業

ウ. 福祉施設等  
18. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※	【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
●	実績入力時
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	139
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市老人福祉センター	事業主体	茅ヶ崎市
------	--------------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)														
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																								
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~														
1	通路 (廊下)	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。	随時対応・定期実施			日常点検で実施。臨時的に利用者の歩行器等が置かれていた場合は、事務員が調整を行う。	○																			-					
2	案内	高齢者・視覚障がい者・聴覚障がい者の利用に配慮し、案内表示等を充実する。	随時対応・定期実施			月1回管理委員会会議を実施し、接遇の一環として教育する。	○																					-			
3	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (漢字のルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施			新たに掲示物を作成する場合は、わかりやすい内容で作成する。また、理解の難しい対象者に対しては事務員が声がけを行う。	○																						-		
4	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民まなび講座の活用等)	随時対応・定期実施			月1回管理委員会会議を実施し、接遇の一環として教育する。	○																							-	
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			月1回管理委員会会議を実施し、接遇の一環として教育する。	○																							-	
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民まなび講座の活用等)	随時対応・定期実施			年1回交流事業を企画する。	○																							-	交流事業として、事業実施時に障害者地域活動支援センターの作品紹介をした。
7	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードを設置し、設置に関する案内を提示する。	●			受付(1箇所)に設置する。	●																							R5	受付に設置し、利用者には事務員が対応している。
8	その他	パソコンやスマートフォン等のICT機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮する。	随時対応・定期実施			公共施設予約システムの使用マニュアルを作成し、デジタル格差をなくす取り組みを行う。	○																							-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						老人福祉センターは市が賃借している物件であるため、必要に応じて建物所有者(さがみ農業協同組合)と協議する。また、指定管理制度導入施設であるため、事業の実施にあたっては指定管理者と十分に協議し、調整を図る必要がある。																									
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																															

IV. 建築物特定事業

ウ. 福祉施設等  
19. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	140
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター	事業主体	茅ヶ崎市
------	---------------------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~									
1	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)				随時対応・定期実施	施設内各所の表示について、躯体に影響を与えない範囲で分かりやすいサインを配置する。																		-	
2	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)				随時対応・定期実施	利用者はもとより、避難を誘導するスタッフにも分かりやすい表示をできる範囲で行う。																		-	
3	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)				随時対応・定期実施	事業委託仕様書内にバリアフリーに関する研修等の実施を位置づけ、従事するスタッフへの教育を実施する。																		-	
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																		-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)				随時対応・定期実施	事業委託仕様書内に心のバリアフリーに関する研修等の実施を位置づけ、従事するスタッフへの教育を実施する。																		-	
6	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●				受付(1箇所)に設置する。	●																R5		

事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
<b>その他</b> 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											



IV. 建築物特定事業

エ. 病院

20. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度~令和6(2024)年度に実施する事業】  
 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度~令和9(2027)年度に実施する事業】  
 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度~令和14(2032)年度に実施する事業】  
 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業  
 ※【ハードの取組】実施時期が短~長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間  
 実施期間を変更する場合  
**実績入力時**  
 ● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける  
 ○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける  
 R○ 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	141
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市立病院	事業主体	茅ヶ崎市
------	---------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)	
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間											
			短期	中期	長期			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~
1	出入口	視覚障がい者等が出入口の場所を認識できるように、盲導鈴など音による案内を設置する。	●			正面玄関の出入口へ盲動鈴など音による案内を設置する。												
2	敷地内通路	JIS規格に適合し、路面との色の違いがはっきりした視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。	●	●		特定事業のとおり												
3	敷地内通路	病院正面玄関にアクセスする経路の舗装のがたつきを解消する。(車いすやベビーカーががたつきにくい舗装材の採用)	●	●		特定事業のとおり	●											R5
4	トイレ	男性トイレにベビーチェアやおむつ交換台を設置する。	●			特定事業のとおり												
5	トイレ	トイレ内部を認識しやすいように配慮する。 (洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保)	●			特定事業のとおり												
6	駐車場	車いす利用者用駐車施設を増設する。	●	●		駐車場の一部を車いす利用者用駐車スペースとして確保する	●											R5
7	受付・窓口	視覚障がい者や聴覚障がい者の利用に配慮し、音声や案内表示、バイプレーター等で順番を知らせるシステムを導入する。	●	●		特定事業のとおり												
8	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり												
9	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり												
10	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、疑似体験を通じた障がい理解等)	随時対応・定期実施			年1回車いす等を利用した疑似体験を実施する	○											

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 （実施に向けた課題・現在の状況・変更点等）			
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 （場所・規模・数量・方法等）	具体的な実施期間													
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~			
11	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 （車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示）	随時対応・定期実施			特定事業のとおり	○												-	車いす使用者が優先的に駐車場を利用できるようポスターを掲示した。 ⇒令和5年12月に掲示
12	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 （市民部会との連携等）	随時対応・定期実施			年1回 様々な心身の特性や考え方を持つ人々が、相互に理解を深められるよう職員及び委託先へ教育を促していく													-	
13	人的対応・接遇	高齢者、障がい者等の施設利用をサポートするボランティアを配置する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり													-	
14	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			1階エントランスにある総合受付にて、筆談などのコミュニケーションが取れる環境を整備する	●											R5	コミュニケーションの取れるツールを作成し、運用開始した。 ⇒令和5年12月末に作成、運用済み	
15	人的対応・接遇	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮（聴覚障がい者への情報保障等）	随時対応・定期実施			特定事業のとおり													-	
16	その他	待合ロビー等必要な箇所に高い椅子（又は高さ調整可能な椅子）を設置し、膝が悪い人等が優先的に利用する旨を表記する。	●			特定事業のとおり														
事業の実施に際し配慮すべき事項等						医療的な視点からの検討が必要である。														
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																				

IV. 建築物特定事業

エ. 病院

21. 医療法人社団 康心会 茅ヶ崎中央病院

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
実施期間を変更する場合
実績入力時
● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	142
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎中央病院	事業主体	医療法人社団 康心会 茅ヶ崎中央病院
------	---------	------	--------------------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期 短期 中期 長期	事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
					R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~			
1	トイレ	男性トイレにベビーチェアやおむつ交換台を設置する。	→ ●	男性トイレ1箇所に設置する。														
2	トイレ	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→ ●	特定事業のとおり。														
3	商業施設	自閉症の方等のパニックを軽減するため、トイレ個室の真上にあるスピーカーを移設する。	→ ●	特定事業のとおり。														
4	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。													-	
5	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→ ●	特定事業のとおり。														
6	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施	月1回、サービス向上委員会を開催。患者様から頂いたご意見に対して話し合いの場を設ける。		○											-	
7	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施	職員が外来入院患者様に対して使用をお譲りして運用できているよう上部会議での発信。													-	
8	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。		○											-	
9	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●	外来、会計、検査等々に聴覚障害のある方とコミュニケーションが取れる様に筆談具の設置を行う。													R5	
10	人的対応・接遇	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。		○											-	
11	人的対応・接遇	施設を誘導する案内係を配置する。 (利用者の多い時間帯等)	随時対応・定期実施	必要に応じ院内職員が患者様の案内を行う。		○											-	
12	維持管理	施設利用者の違法駐車や自転車等の放置を防ぐため、定期的な巡回や院内放送を実施する。	随時対応・定期実施	防災センター職員による定期的な巡回の実施(AM10時、PM8時)		○											-	

基本構想（令和5年8月）で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 （実施に向けた課題・現在の状況・変更点等）		
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 （場所・規模・数量・方法等）	具体的な実施期間												
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~		
13	その他	直通電話の設置位置を車いす使用者の方が利用しやすい位置に改善する。	●			車椅子の患者様が利用できる場所と位置に公衆電話の設置。	●											R5	
14	その他	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮する。（多種多様な方法による情報伝達等）	随時対応・定期実施			情報入手として、病棟デイルームにTV、新聞の設置。												-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																			
<b>その他</b> 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																			

IV. 建築物特定事業

エ. 病院

22. 医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○ 予定実施期間
■ 実施期間を変更する場合
● 実績入力時
● ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○ ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	143
対象施設	茅ヶ崎徳洲会病院
事業主体	医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~						
1	敷地内通路	舗装の適切な維持管理に努め、適宜修繕を行う。	随時対応・定期実施			歩道の陥没や割れ等の点検を定期的に実施し、不備がある場合は適時修繕を行う。																-	
2	トイレ	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●		各階ハンディキャップトイレの手洗い洗面器設置状況を点検し、改修必要箇所の選定を行う。	●															R5	
3	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●		計6箇所の案内サインを改善する。																	
4	案内	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握できるように、出入口付近に触知案内図や音声案内を整備する。	→	●		トイレの出入口付近に触知案内図や音声案内を整備する。(1箇所)																	
5	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●		6階～地下1階のエレベーターホールにだれもがわかりやすいよう避難経路の案内を表示する。																	
6	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			職員の勉強会等を定期的に実施する。																-	
7	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			職員の勉強会等を定期的に実施する。																-	
8	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			職員の勉強会等を定期的に実施する。																-	
9	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			1階エントランス(1箇所)に設置する。																	
10	人的対応・接遇	インターホンを設置し、必要に応じて係員が個別に案内を実施する。		●		1階エントランス(1箇所)にインターホンを設置し、対応する。																	

事業の実施に際し配慮すべき事項等

その他  
上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)

IV. 建築物特定事業

オ. 官公署等  
23. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
実施期間を変更する場合
<b>実績入力時</b>
● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	144
---------------	-----

対象施設	茅ヶ崎市保健所	事業主体	茅ヶ崎市
------	---------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項					特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~										
1	全体	「保健所・保健センター整備の基本的な考え方」に基づき、幅広い年齢の方が、障がいの有無にかかわらず、安心して利用することができる新庁舎を整備する。	●	●		新庁舎建設予定地：茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目994番4 敷地面積：約3,306㎡	●																				
2	建物内通路	主要な通路は、通行の妨げになる物品等を置かないように配慮する。	随時対応・定期実施			職員に対し定期的な注意喚起の発信を行う。	○																			-	
3	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			施設を所管している神奈川県と連携し、バリアフリーに関する研修会を実施する。																				-	今年度より設定した本方針については、R6年度以降に施設を所管している神奈川県と連携し、方式含め検討していく。
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			施設を所管している神奈川県と連携し、優先利用に関して分かるようなサインを掲示する。																				-	今年度より設定した本方針については、R7年度以降に施設を所管している神奈川県と連携し、方式含め検討していく。
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			施設を所管している神奈川県と連携し、心のバリアフリーに関する研修会を実施する。																				-	今年度より設定した本方針については、R8年度以降に施設を所管している神奈川県と連携し、方式含め検討していく。
6	人的対応・接遇	神奈川県の方針と合わせて、筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する	●			特定事業のとおり。																				-	今年度より設定した本方針については、R9年度以降に施設を所管している神奈川県と連携し、方式含め検討していく。
7	人的対応・接遇	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。 (聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																			-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						市民との意見交換を希望 ①事業内容：配慮が必要な方々に対する新庁舎の設備への意見聴取 ②実施予定時期：令和5年度～令和6年度 ③希望する属性：高齢者・障がい者全般、妊産婦、子育て世代																					
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等 (現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											

IV. 建築物特定事業

オ. 官公署等

24. 日本郵便株式会社

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度~令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度~令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度~令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短~長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
R○	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	144
対象施設	茅ヶ崎郵便局
事業主体	日本郵便株式会社

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)													
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																								
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~												
1	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●			避難経路について、令和6年度までに1階窓口エリア内の出入口(2箇所)で掲示を行う。																									
2	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	●			優先利用表示について、令和5年度に人用エレベーターと1階車いす利用トイレ(駐車場はピクトグラム表示済)で表示を行う。	●																						R5	事業の取組紹介シートのとおり	
3	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			筆談具とコミュニケーション支援ボード設置について、令和6年度までに1階窓口エリア内(3箇所)で提示を行う。																									
4	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など)				随時対応・定期実施	当局敷地内での1階窓口エリアまでの経路上にある「点字の擦り減り、舗装のがたつき、手すりの歪み、自動ドアの反応不具合、床面の方向表示剥離」の維持管理と清掃を行う。	○																						-	修理復旧を要する損傷箇所は無かった
事業の実施に際し配慮すべき事項等																															
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																															

IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗

25. 湘南ステーションビル株式会社

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	145
対象施設	ラスカ茅ヶ崎

事業主体	湘南ステーションビル株式会社
------	----------------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~							
1	階段	バリアフリーに配慮した階段に改善する。 (段鼻の色の強調、上下端への点状ブロックの設置)	→	→	●	特定事業のとおり。																				今後、改修工事等のタイミングで実施検討を行う。 水平区間の延長は両壁際の手摺で本設とする予定。
2	トイレ (共通)	3階の車いす使用者用トイレの入口に音声案内を設置する。	●			インフォメーション階のある3階に設置する。																			機器・設備仕様について、R6年度を目標に検討を進める。	
3	トイレ (共通)	車いす使用者用トイレの使用中表示を大きな表示に改善する。	●			車いす使用者用トイレ4箇所に表示する。																			機器・設備仕様について、R6年度を目標に検討を進める。	
4	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応)	随時対応・定期実施			年1回定例研修の実施	○																	-		
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																	-		
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年1回定例研修の実施	○																	-		
7	人的対応 ・接遇	筆談具の設置に関する案内を提示する。	●			3階インフォメーション(1箇所)に筆談具を設置する。	●																	R5		
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																										



IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗

26. 株式会社ヤマダデンキ

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	145
---------------	-----

対象施設	ヤマダデンキLABI LIFE SELECT	事業主体	株式会社ヤマダデンキ
------	------------------------	------	------------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)		
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~	
1	出入口	出入口の視覚障がい者誘導用ブロックを遮らないようにマットや機械を移動する。	●			正面入り口箇所、次回入替時より点字ブロックを避けてマットを設置。	●												R5	今後、改修工事等のタイミングで実施検討を行う。水平区間の延長は両壁際の手摺で本設とする予定。
2	建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上を確保)	随時対応・定期実施			日常の売場点検時に通路幅を確保出来ているか確認を行う。	○												-	
3	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○												-	
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			店舗入り口やトイレ前等に掲示物を行う。	○												-	
5	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○												-	
6	人的対応・接遇	風除室にインターホンを設置し、視覚障がい者などサポートが必要なお客様に対して個別に案内を行う。	随時対応・定期実施			新築時、設置済。													-	
7	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			呼び出しボタンの設置。お客様から介助の申し出がある場合はご案内をする。														売場内にある既存の「係員呼び出しボタン」を用いて行う予定。
事業の実施に際し配慮すべき事項等																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)						特になし														

IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗

27. 株式会社カギサン、株式会社イトーヨーカ堂

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】  
 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】  
 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】  
 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業  
 ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間  
 実施期間を変更する場合  
**実績入力時**  
 ● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける  
 ○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける  
 RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	146
---------------	-----

対象施設	イトーヨーカドー茅ヶ崎店	事業主体	株式会社カギサン、株式会社イトーヨーカ堂
------	--------------	------	----------------------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~									
1	出入口	南側出入口の扉のうち、1箇所は自動ドアを設置する。	→	●		南側出入口に自動ドアを設置する																				
2	建物内通路	主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施			イトーヨーカドー区画内通路は随時修正する																				-
3	エレベーター	エレベーターに点字を設置する	→	●		エレベーター利用の案内に点字を設置する																				
4	駐車場 (ちがさきパーキング)	車いす利用者用駐車施設及び高齢者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、利用者への啓発を行う。(チラシ配布等)	随時対応・定期実施			掲示により利用者への啓発を行う	○																			-
5	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●			避難通路等について誰もがわかりやすい多様な案内を表示する																				
6	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年に1回全体ミーティングで実施																				-
7	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年に1回全体ミーティングで実施																				-
8	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			必要に応じ、ポスター等を作成する																				-
9	人的対応 ・接遇	介助が必要な方への対応を充実する。 (お買物介助サービス実施中、出入口へのインターホン設置については店舗改修等にあわせて実施を検討)	随時対応・定期実施			買い物介助サービスの実施	○																			-
10	人的対応 ・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			各階レジに筆談機を設置する(サービスカウンターには設置済み)																				
事業の実施に際し配慮すべき事項等						市民との意見交換を希望 ①事業内容：店舗改装、②実施予定時期：未定、③希望する属性：高齢者・障がい者全般																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等 (現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										



IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗

29. イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎店

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】	実施時期が短～長期の事業
※【ソフトの取組】	実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	148
-----------	-----

対象施設	イオンスタイル湘南茅ヶ崎	事業主体	イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎店
------	--------------	------	--------------------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 （実施に向けた課題・現在の状況・変更点等）								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 （場所・規模・数量・方法等）	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15～						
1	出入口	介助が必要な人が係員を呼び出せるよう、国道側の2階出入口のわかりやすい場所にインターホンを設置する。	→	●		出入口（1箇所）の設置を検討する。																			
2	建物内通路	危険な箇所や案内誘導が必要な箇所には部分的に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、自動音声などで危険を知らせる。 （エレベーターや階段の手前等）	→	●		12箇所への対応を検討する。																			
3	エレベーター	エレベーターのボタンの点字の表示位置を改善する（ボタンが縦配列の場合は左側、横配列の場合は上側に設置）。	→	●		30箇所の表示位置の改善を検討する。																			
4	エレベーター	エレベーターの車いすマークの表示をわかりやすい位置・大きさに改善する。	→	●		表示内容を検討する。																			
5	トイレ （共通）	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に音声案内を整備する。	→	→	●	特定事業のとおり。																			
6	トイレ	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に音声案内を整備する。	●			出入口付近6箇所への音声案内の整備を検討する。																			
7	駐車場	制限車高を超える福祉車両で利用される場合は、申出に応じて臨時停車スペース（県道側）を確保するとともに、その旨を広く周知する。	●			特定事業のとおり。																			
8	案内	フードコート横のトイレの誘導サインや案内表示を改善する。		●		フードコート横のトイレの誘導サインや案内表示の改善を検討する。																			
9	案内	トイレ出入口周辺にバリアフリー設備の設置を示す案内表示を設置する。（ベビーカーで入れる個室あり、ベビーベッドあり等）	●			特定事業のとおり。																			
10	教育啓発	係員の教育を実施する。 （多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）				随時対応・定期実施	年一回従業員教育を実施する。	○																	-
11	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 （市民部会との連携等）				随時対応・定期実施	年一回従業員教育を実施する。	○																	-

12	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施	年一回従業員教育を実施する。 案内POPの掲示をする。	○													-	
13	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●	サービスカウンターに設置する。	●													R5	筆談器はないが、用紙とペンを使用した筆談以外にも、スマートフォンのみえる通訳アプリを使用して対応している。
事業の実施に際し配慮すべき事項等				令和5（2023）年6月活性化工事オープン（2階、3階フロアのリニューアル）															
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																			

IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗

30. 株式会社島忠

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)


【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	149
-----------	-----

対象施設	島忠茅ヶ崎店	事業主体	株式会社島忠
------	--------	------	--------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)		
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~			
1	建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 場所：1階2階売場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
2	通路 (廊下)	外売りの段差を解消して、買い物カートがつまづかないようにする。	●			場所：1階外売場 方法：路面段差の舗装	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R5	現状：売場の移動が必要なため未実施 代案で屋上駐車場の段差・破損場所の舗装を実施(2023年8月実施)	
3	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年1回店舗内でお客様のお困りごとの共有を行い、改善対策を検討する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 場所：EV・多目的トイレ付近へ掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年1回店舗内でお客様のお困りごとの共有を行い、改善対策を検討する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
事業の実施に際し配慮すべき事項等																				
<b>その他</b> 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等 (現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)						整備前 		整備後 												

IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗

31. 大和リース株式会社

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	150
-----------	-----

対象施設	フレスポ茅ヶ崎	事業主体	大和リース株式会社
------	---------	------	-----------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 （実施に向けた課題・現在の状況・変更点等）					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 （場所・規模・数量・方法等）	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15～				
1	建物内通路	各店舗の主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。（120cm以上）	随時対応・定期実施			出入口（1箇所）の設置を検討する。	○															-	
2	トイレ	テナント改装にあわせ、ベビーチェアやベビーベッド、オストメイト対応設備、広めの個室等を男女別トイレにそれぞれ設置し、車いす使用者用トイレの利用集中を回避する。	→	●		1箇所のみ対応。																	施設全体リニューアル検討中。
3	トイレ	テナント改装にあわせ、トイレ内部を認識しやすいように配慮する。（洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保等）	→	●		全てのトイレで実施。																	施設全体リニューアル検討中。
4	トイレ	テナント改装にあわせ、洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●		全てのトイレで実施。																	施設全体リニューアル検討中。
5	駐車場	車いす使用者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、路面の塗装や国際シンボルマークをわかりやすく表示する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○															-	
6	駐車場	安全な歩行空間を確保する。 （必要に応じて誘導員を配置）	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○															-	
7	案内	トイレの設置場所がわかる案内表示を充実する。	→	●		リニューアル案でトイレ設置箇所に表示																	施設全体リニューアル検討中。
8	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 （遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○															-	
9	案内	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるよう、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	●		全てのトイレで実施。																	施設全体リニューアル検討中。
10	教育啓発	係員の教育を実施する。 （多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施			テナント毎に異なるが、社内外研修の実施。	○															-	
11	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 （市民部会との連携等）	随時対応・定期実施			テナント毎に異なるが、社内外研修の実施。	○															-	

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15~								
12	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○																	-		
13	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●				サービスカウンターやレジ等に各店舗最低1箇所設置及び設置に関する案内を掲示																				
14	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)				随時対応・定期実施	建物全体で案内表示に配慮する。	○																		-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等							テナント専用区画内の項目については、弊社単独判断で進めることができないので、テナントとの了承、調整、協力が必要である。テナント改装にあわせ、トイレの設備・案内を更新する際には、事業実施段階に市民との意見交換の機会を設ける。																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																											



IV. 建築物特定事業

キ. 宿泊施設

32. 株式会社東横イン

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※	【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
実施期間を変更する場合
実績入力時
● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	151
---------------	-----

対象施設	東横INN 湘南茅ヶ崎駅北口	事業主体	株式会社東横イン
------	----------------	------	----------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)														
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																									
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~													
1	出入口	自動ドアの交換時期にあわせ、視覚障がい者等が出入口の場所を認識できるように、盲導鈴など音による案内を設置する。	→	●		正面の出入り口																										
2	トイレ	1階トイレの案内表示を改善する。 (男女のわかりやすさ、障がい特性に応じた利用への配慮等)	●			点字案内をわかりやすくする																										
3	教育啓発	車いす使用者の利用に配慮した設備等の設置や配置を検討する。	●			1階柵を撤去して動線を確保	●																		R5	ロビーにある柵を撤去						
4	教育啓発	係員の教育をさらに深める。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年に1回ミーティングで理解を深める	○																		-	動画視聴による再教育						
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。	随時対応・定期実施			年に1回ミーティングで理解を深める	○																		-	動画視聴による再教育						
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○																		-							
事業の実施に際し配慮すべき事項等																																
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等 (現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																																

V. 駐車場特定事業

ア. 駐車場

1. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】  
 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】  
 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】  
 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業  
 ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

  予定実施期間  
  実施期間を変更する場合  
**実績入力時**  
● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける  
○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける  
 RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	152
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎第2駐車場	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)											
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																						
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~										
1	案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置する。(利用案内、弱視、色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等)	→	→	●	現状でも社内規格に基づき、弱者に配慮をした案内としているが、劣化も考慮し看板の入れ替えを予定。																							
2	案内	歩行者向けの案内・誘導サインを増設する。	→	●		市役所入口への誘導サインを3箇所程度設置する。																							
3	案内	車いす利用者用駐車施設を利用する場合は、本庁舎北側の駐車場を利用する旨を示す案内を掲示する。	●			令和6年4月の営業時間変更に伴い、既存看板を改修する予定のため、同案内を追記する。																							
4	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			バリアフリーに関する講習会などに積極的に参加する。																						-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						車いす利用者の方がより駐車場を利用しやすいよう、利用者目線になって案内等を設置できるよう検討していく。																							
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																													

V. 駐車場特定事業

ア. 駐車場

2. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
実施期間を変更する場合
<b>実績入力時</b>
● ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○ ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	152
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎第3駐車場	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15~							
1	案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置する。(利用案内、弱視、色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等)	→	→	●	現状でも社内規格に基づき、弱者に配慮をした案内としているが、劣化も考慮し看板の入れ替えを予定。																				
2	案内	車いす使用者用駐車施設を示す案内を設置する。(国際シンボルマークの表示等)	随時対応・定期実施			該当区画(4台)にシンボルマークを掲示																			-	
3	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			バリアフリーに関する講習会などに積極的に参加する。																			-	
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			場内に優先利用についてのポスター告知を実施	○																		-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						車いす使用者の方がより駐車場を利用しやすいよう、利用者目線になって案内等を設置できるよう検討していく。																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

V. 駐車場特定事業

ア. 駐車場

3. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	153
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎第4駐車場	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~						
1	駐車場	料金ゲートの操作性向上に向けて検討する。	→	→	●	事前精算機を設置し、乗車前に精算が可能とする。																			
2	駐車場	障がい者等優先駐車施設の屋根の再設置について検討する。	→	→	●	文化会館の管理者と協議を実施する。																			
3	案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置する。(利用案内、弱視、色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等)	→	→	●	現状でも社内規格に基づき、弱者に配慮をした案内としているが、劣化も考慮し看板の入れ替えを予定。																			
4	案内	車いす利用者用駐車施設を示す案内を設置する。(国際シンボルマークの表示等)	随時対応・定期実施			該当区画(2台)にシンボルマークを掲示																			-
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			バリアフリーに関する講習会などに積極的に参加する。																			-
6	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			場内に優先利用についてのポスター告知を実施																			-
事業の実施に際し配慮すべき事項等						車いす利用者の方がより駐車場を利用しやすいよう、利用者目線になって案内等を設置できるよう検討していく。																			
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

VI. 都市公園特定事業

ア. 公園

1. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	154
---------------	-----

対象施設	第一カッターきいろ公園（中央公園）	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~						
1	全体	中央公園再整備実施設計・工事を実施し、園内のバリアフリー化を図る。（平坦な園路の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、触知案内板の設置、駐輪スペースの確保、ベンチ・かまどベンチの増設、歩行空間の拡幅等）	→	●		特定事業のとおり。故障箇所については、適宜修繕し、整備が伴う事業については、中央公園再整備詳細設計業務において検討																			
2	トイレ	必要な機能を保ち、安心して使えるよう適切に維持管理する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。適宜清掃・修繕等を行う。	○																	-	
3	案内	公園利用者の利用マナーや禁止事項に関する案内サインを増設する。	→	●		特定事業のとおり。要望に応じて看板を設置した際には、考慮する。	●																		公園トイレのピクトグラムが消えかかっていたので、修繕しました。
4	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																		-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						中央公園再整備計画は市民アンケート及びバリアフリー基本構想推進協議会の意見を踏まえて策定されているが、詳細設計において、必要に応じて関係者の意見を伺い、事業への反映を検討する。																			
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）						中央公園の再整備計画については、見直しを視野に入れた対応を検討します。																			

VI. 都市公園特定事業

ア. 公園  
2. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
<b>実績入力時</b>	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	154
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎公園	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------	------	------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																					
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~									
1	トイレ	車いす使用者用トイレを改修する。 (高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備、着替え台等)	→	→	●	1箇所の改修を行う。																						
2	トイレ	必要な機能を保ち、安心して使えるよう適切に維持管理する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 適宜清掃・修繕等を行う。	○																					-
3	遊具	インクルーシブ遊具設置に向けた検討を行う。	→	●		特定事業のとおり。 公園施設長寿命化計画に基づく遊具改修実施時に検討する。																						
4	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																					-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																												
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																												

VI. 都市公園特定事業

イ. 緑地

3. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例 (詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	154
---------------	-----

対象施設	高砂緑地	事業主体	茅ヶ崎市
------	------	------	------

基本構想 (令和5年8月) で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)				
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間														
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~				
1	園路	園路の適切な維持管理を行う。 (舗装のがたつきの改善等)			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 適宜修繕等を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
2	園路	JIS規格に適合し、周囲との色の差がはっきりした視覚障がい者誘導用ブロックに改修する。	→	●		特定事業のとおり。 園路等の修繕実施時などに考慮する															
3	案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。 (全体案内図、バリアフリー経路等)	→	●		特定事業のとおり。															
4	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																					
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等 (現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																					

Ⅶ. その他の事業

ア. 海水浴場  
茅ヶ崎市、神奈川県藤沢土木事務所

基本構想の実施時期凡例（詳細は基本構想91ページ参照）

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組：当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組：当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	156
-----------	-----

対象施設	サザンビーチちがさき	事業主体	茅ヶ崎市、神奈川県藤沢土木事務所
------	------------	------	------------------

基本構想（令和5年8月）で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)				
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間														
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~				
1	通路	遊歩道の堆砂除去を適宜実施する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	○												-	課題：茅ヶ崎市とサザンビーチからの飛砂対策を検討する。	
2	通路	歩行者が安全に通行できるように、自転車利用者へのルールやマナーなどの注意喚起を促す方法を検討する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○												-		
3	通路	視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 (茅ヶ崎海岸グランドプランの計画に応じた誘導ルートと連携した配置を検討)	→	→	●	特定事業のとおり。														関係機関との調整によるため実施時期は未定	
4	トイレ	常設トイレを設置する。 (B地区及びC地区)	→	●		特定事業のとおり。														関係機関との調整によるため実施時期は未定	
5	休憩施設	休憩用のベンチを設置する。 (B地区及びC地区)	→	●		特定事業のとおり。														関係機関との調整によるため実施時期は未定	
6	駐輪場	駐輪場及びレンタサイクルポートを設置する。 (C地区)	→	●		特定事業のとおり。														関係機関との調整によるため実施時期は未定	
7	バリアフリービーチ	貸出用のビーチ用車いすと車いす等が浜辺まで移動できるビーチマットを設置する。	●			75mのビーチマットを1台設置する。	●													よりよい環境作りに向けて、関係団体と連携を図っていく。	
8	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようなポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			利用者からのご意見・ご要望を確認しながら、ポスターの設置箇所を考察し、十分な需要があると判断した場合は、必要に応じて設置を行う。													-	未実施	
9	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			市民部会との協議等の際に、必要に応じて管理する施設等において、心のバリアフリーに関する取り組みを周知する。														-	未実施
事業の実施に際し配慮すべき事項等						【県なぎさ港湾課】 【農業水産課】 【産業振興課】 整備にあたっては「茅ヶ崎海岸グランドプラン」と整合・連携を図りながら進める必要がある。															
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等（現況写真、整備状況写真、整備後の写真等）																					